

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年2月 22 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300297 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300048 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 10 月 3 日から平成 15 年 3 月中旬まで

請求期間において、B市C地区のA事業所という飲食店で勤務し給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、B市C地区のA事業所という飲食店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、昭和 60 年版D地図 (E社発行) 及びF地図 2002 (G社発行) (以下「D地図及びF地図」という。) により、請求者の陳述する所在地にA事業所という飲食店が確認できる上、請求者から提出された写真 (写) において、請求者が同事業所のH店に応援に行った際に店舗前で撮ったとする自身の制服姿とともに、当該店舗の看板にA事業所との表示が確認できることから、期間は特定できないものの、請求者がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D地図及びF地図により確認できる、A事業所の所在地を管轄する法務局において、A事業所又は当該名称に類似する事業所の商業登記は確認できない上、オンライン記録及び紙台帳検索システム (事業所名簿) においても、D地図及びF地図により確認できる所在地にA事業所又は当該名称に類似する事業所名の厚生年金保険の適用事業所記録は確認できない。

また、オンライン記録において、請求者が記憶する事業主の氏名から、A事業所の事業主を特定できない上、請求者は、記憶する同僚として、複数の姓を挙げているが、当該同僚を特定できず、照会することができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。